

日本国法務省と香港特別行政区法務庁との間の協力覚書（仮訳）

日本国法務省及び香港特別行政区法務庁（以下，個別的に「当事者」と，集合的に「両当事者」という。）は，

パートナーシップと協力の精神に則り，

それぞれの管轄において，国際仲裁及び国際調停に関する事項について，両当事者間のコミュニケーション，協働及び協力を強化すること，並びに国際仲裁及び国際調停に関するサービスの発展を促進することを望み，

次の認識に至った。

第1項 目的及び範囲

1. 本協力覚書（以下「本覚書」という。）は，両当事者間の友好関係の強化に向けて今後更なる協力を促進するため，ここに確認する分野における両当事者間の協力の一般的な実施枠組みを定めることを目的とする。本覚書は，国際法規や国内法規の下で拘束されるいかなる権利や義務を創設するものではない。
2. 両当事者は，その時点で有効なそれぞれの国内法，規則及び政策に従い，既存若しくは将来の合意に基づくそれぞれの利益や責任（commitment），又は既存若しくは将来の合意に基づく各政府の個々の権限・義務に影響を与えることなく，それぞれの利用可能な資源を条件として，本覚書を実施し，ここに確認する分野における互恵的な協力関係を発展させるために努力する。

第2項 協力分野

1. 両当事者は，
 - a) 国際仲裁及び国際調停（international arbitration and mediation）に係る両当事者の法的枠組み，判例及び見解・知見の情報交換を行い，
 - b) 日本及び香港特別行政区の個人・機関に対する国際仲裁及び国際調停に係る研修を実施し，
 - c) 国際仲裁及び国際調停の促進に係るフォーラムやセミナーを共同で実施し，
 - d) 両当事者が合意するその他の分野で協力する。
2. 両当事者は，詳細な協力計画を共に決定するため相互に協議する。両当事者はまた，共通の関心に基づく優先的分野又は他の分野を決定することがで

※本訳は仮訳であり，本協力覚書の原本を構成しない

きる。

3. 各当事者は，共に別途決定しない限り，本覚書の下における協力に従事するための経費と費用を負担する。

第3項 秘密保持

1. 各当事者は，本覚書の下で他の当事者から受領し又は提供されたいかなる情報についても，他の当事者の事前の書面による同意なしに，第三者に開示しない。
2. 両当事者は，共に別途決定しない限り，本覚書の終了後も，この項に基づく秘密保持の要請を遵守し続ける。

第4項 連絡先

1. 本覚書の実施及び検討を担当する各当事者の連絡先は，次のとおりとする。
 - (a) 日本国法務省：大臣官房国際課
 - (b) 中華人民共和国香港特別行政区法務庁：Inclusive Dispute Avoidance and Resolution Office（包括的紛争防止・解決室）
2. 各当事者は，連絡先に変更が生じた場合には，速やかに他の当事者に通知する。

第5項 修正

本覚書は，両当事者の書面による相互の同意により，いつでも修正することができる。修正は，両当事者により共に決定された日から有効となる。

第6項 紛争の解決

本覚書の解釈又は実施に関して生ずる両当事者間のいかなる紛争も，協議により友好的に解決される。

第7項 開始日及び終了

1. 本覚書は，その署名の日から開始し，一方の当事者から他方の当事者に対し6か月前に書面で通知されて終了するまで実施される。

※本訳は仮訳であり，本協力覚書の原本を構成しない

2. 共に別途決定しない限り，本覚書の終了は，本覚書の終了の日よりも前に開始したいかなる進行中の協力の実施にも影響しない。

本覚書は，2019年1月9日，香港において，英語のテキストにより2部作成された。

日本国法務省のために:

香港特別行政区法務庁のために:

日本国法務大臣
山下貴司

香港特別行政区法務長官
テレサ・チェン